

(略・都の住民であることが確認できなかった請求人)

東京都監査委員	山	田	ひろし
同	中	山	信行
同	茂	垣	之雄
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和3年12月1日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な契約の締結等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものであり、住民監査請求が適法となるためには、請求人が当該普通地方公共団体の住民であることが要件となるものである。

ところで、本件請求にかかる請求人について、都の住民であることを確認するために、請求人の住所地として請求書に記載された区に照会したところ、同区から、記載の住所地に請求書記載の氏名の者の住民票が存しない旨の通知を受けた。

したがって、請求人が都の住民であることを確認できなかった。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。

(略・都の住民であることが確認できた請求人)

東京都監査委員	山	田	ひろし
同	中	山	信行
同	茂	垣	之雄
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和3年12月1日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

本件請求において、請求人は、元都議会議員A（以下「本件元議員」という。）は、選挙運動期間中に道路交通法に違反して事故を起こしたこと、都議会議長からの呼び出しにも応じず所在不明となっていたこと、都議会議員としての職務を果たさず都議会の権威を著しく毀損したことから、都議会議員の地位に値しないなどとして、本件元議員に対し議員報酬及び期末手当を、本件元議員が所属していた会派に対し政務活動費を支出することは、それぞれ違法又は不当であるとして、これらの各支出に係る金員の返還等を求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

本件請求において、請求人が違法又は不当と主張する各支出は、「東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」（昭和22年6月3日条例第43号。以下

「報酬条例」という。)及び「東京都政務活動費の交付に関する条例」(平成13年3月30日条例第24号。以下「交付条例」という。)(以下、2つの条例を併せて「本件各条例」という。)に基づく支出であるから、請求人は財務会計行為たる本件各条例に基づく支出が違法であるとする事由について具体的かつ客観的に主張・疎明を行う必要がある。なお、報酬条例に基づく議員報酬は、議員が就職した日から退職又は失職した日まで支給され(報酬条例第4条)、報酬条例に基づく期末手当は、都議会議員で6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職する者に、それぞれの期間につき支給され(ただし、期末手当は報酬条例第6条第1項によれば、基準日前一か月以内に、退職、失職又は死亡した都議会議員についても支給される。)、交付条例に基づく政務活動費は、結成を届け出た会派の所属議員数に応じて交付されること(交付条例第2条及び第3条)からすれば、本件各条例に基づくこれらの支出は行政の裁量の余地がない行為(羈束的行為)であると解されるから、不当性の問題は観念し得ない。

請求人は、本件各条例に基づく支出が違法又は不当である理由として、本件元議員の在職期間中における行為を指摘するが、本件各条例に基づく支出が法令に違反しているなど、当該支出が違法であるとする事実については何ら言及せず、それとは関連性がない本件元議員の行為の違法又は不当を主張・疎明しているにとどまるものであって、本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件である財務会計上の行為の違法性・不当性を客観的に摘示しているとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。